

協議第38号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成16年6月9日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	2 - (3)	議会の議員の定数及び任期の取扱い
<p>1 . 市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、合併後50日以内に設置選挙を行う。</p> <p>2 . 新町の議会の議員の定数は、20人とする。</p> <p>3 . 設置選挙に限り、旧町の区域ごとに選挙区を設ける。</p> <p>4 . 各選挙区の定数は、次のとおりとする。 美方町の区域3人、村岡町の区域6人、香住町の区域11人</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議